

下水道用小口径污水枥
防護蓋

呼び 150 及び 200

性 能 規 定 書

平成 1 9 年度制定

令和 8 年度改訂

諫 早 市 上 下 水 道 局

I. 適用範囲

本性能規定書は、小口径汚水枿/防護蓋/呼び 150 及び 200（以下「製品」という）に適用するものであり、呼び 150 の荷重仕様は(公社)日本下水道協会規格（G-3）の T-8 とし、呼び 200 の荷重仕様は同様に T-14 及び T-8 とする。

II. 要求される機能及び性能

1 常時及び雨天時の車両通行に対する安全性能

1-1 蓋表面構造

蓋の表面模様は、処理区別のデザインとし、添付図面（別図－①－(1)(2)）のとおりとする。

1-2 耐がたつき性（蓋、受枠の勾配支持構造）

蓋と受枠の接触面は、全周にわたって勾配をつけ、双方ががたつきのないように機械加工によって仕上げ、外部荷重に対し、がたつきを防止できる性能及び蓋の互換性を有すること。

1-3 耐荷重強さ（蓋基本構造）

(公社)日本下水道協会規格（G-3）に準拠し、蓋のたわみと破壊を防止する製品であること。
ただし、防護蓋（呼び 150）は対象外とし、下記の基準を満たすこと。

項目	水準	
たわみ量	活荷重に衝撃度合いを加えた荷重(衝撃荷重)に、安全率 1.5 を乗じた荷重を載荷した時のたわみが許容値以下であること。	
	試験荷重 T-14:30kN、T-8:20kN／たわみ 0.8mm 以下	
耐荷重	耐荷重が、活荷重に衝撃度合いを加えた荷重(衝撃荷重)に安全率 5 を乗じた荷重以下で割れやひびなどの破壊がないこと。	
	呼び 150	耐荷重 T-8:40kN
	呼び 200	耐荷重 T-14:100kN、T-8:60kN
残留たわみ量	試験荷重を載荷した後のたわみが計測誤差内であること。	
	試験荷重 T-14:30kN、T-8:20kN／残留たわみ 0.1mm 以下	

1-4 材質

(公社)日本下水道協会規格 (G-3) に準拠し、表 1 に定める材質特性であること。この検査は Y ブロックにて行うこと。

表 1 Y ブロックによる材質の基準値

種 類	材質記号	引張強さ (N/mm ²)	伸 び (%)	硬 さ (HBW)	黒鉛球状化率 (%)	腐食減量 (g)
蓋・受枠	FCD 600	600 以上	8~15	210 以上	80 以上	0.8 以下

2 常時、施工時、維持管理時の安全管理性能

・ 維持管理作業性の確保

- (1) 専用工具にて容易に蓋の喰い込みが解け、開蓋が可能なこと。また、専用工具は別図一②に指定する工具を用いること。
- (2) 蓋旋回と転回時に蓋の逸脱が防止でき、一方で蓋の取付け及び着脱が容易にできる製品であること。

●蓋の脱着性

項目	水準
脱着性	蓋の受枠からの離脱、取付けが容易であること。

●蓋の逸脱防止性

項目	水準
作業性	蓋は 180 度転回が容易に行え、その際に蓋が逸脱しないこと。

3 製品の表示

- 3-1 製品には、製造業者の責任表示として、以下の表示をそれぞれ鋳出しすること。なお、鋳出しの配置は別図一③の通りとする。

蓋裏面・・・種類及び呼びの記号、材質記号、製造業者のマーク又は略号、及び製造年〔西暦下 2 桁〕。

- 3-2 (公社)日本下水道協会の認定工場制度において下水道用資器材 I 類の認定資格を取得した製造業者が、その認定工場で製造した製品には、蓋裏面に(公社)日本下水道協会の認定標章(マーク)を上記に加えて鋳出しすること。

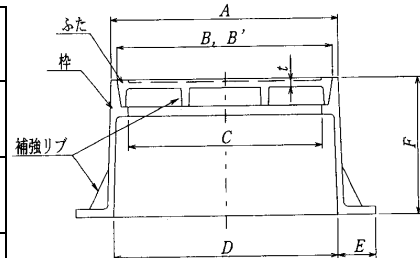
4 製品の寸法及び構造

製品は、施工性及び維持管理性を確保するため、次に上げる寸法及び構造を有すること。

4-1 寸法及び許容差

単位 mm

呼び	荷重 仕様	A (最小)	B' (最小)	C (最小)	D (最小)	E (最小)	高さ		t (最小)
							F	許容差	
150	T-8	234	220	197	230	65	150	±2.5	6
200	T-14	245	231	220	240	30	150	±2.5	5
	T-8	258	242	220	240	12	150	±2.5	4



4-2 構造

- 開閉器具用穴は、1箇所以上設ける。
- 受枠にアンカー穴を設ける場合は3個又は6個とし、等ピッチで設ける。

5 外 観

製品の外観は、塗装完成品で行い、有害な傷がなく、外観が良くなければならない。

6 塗 装

製品は、内外面を清掃した後、乾燥が速やかで、密着性に富み、防食性、耐候性に優れた塗料によって塗装されなければならない。

Ⅲ.一般事項

- 1 本性能仕様は、法令、規格類の改正により、人、車両などの安全、バリアフリーなどに必要と判断される場合は、規定値を変更する為、年に1回見直しを行うものとする。
- 2 本性能検査は、別紙検査要領書にて実施するものとする。

Ⅳ.疑 義

前項までに該当しない疑義については、協議の上決定するものとする。

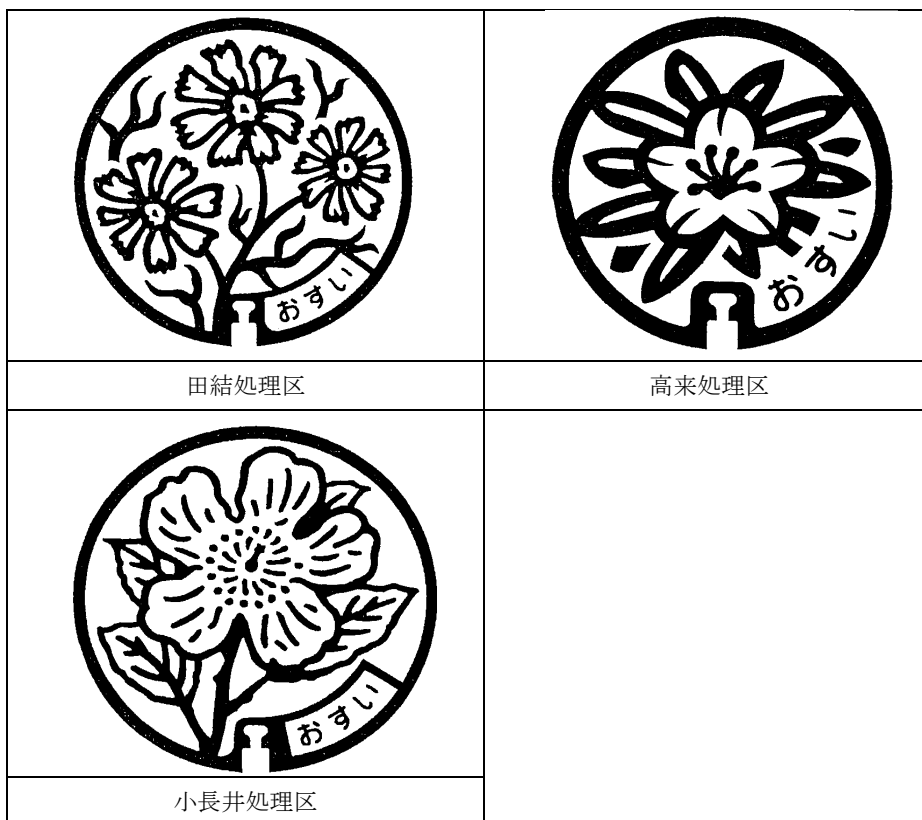
本規定書は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規定書の一部改訂は、令和8年10月1日から施行する。

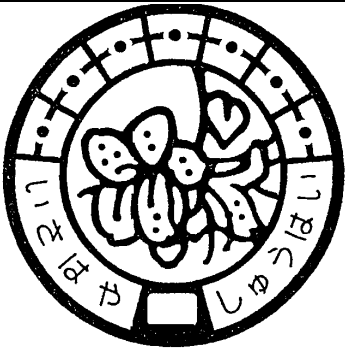
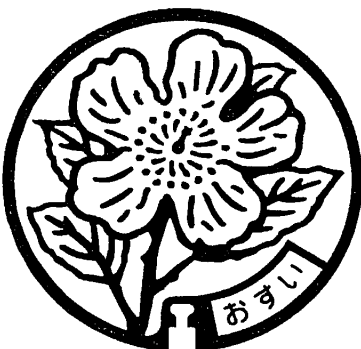
別図－①－(1)

公共 下水道用小口径污水树/防護蓋/呼び 150 及び 200 デザイン



別図－①－(2)

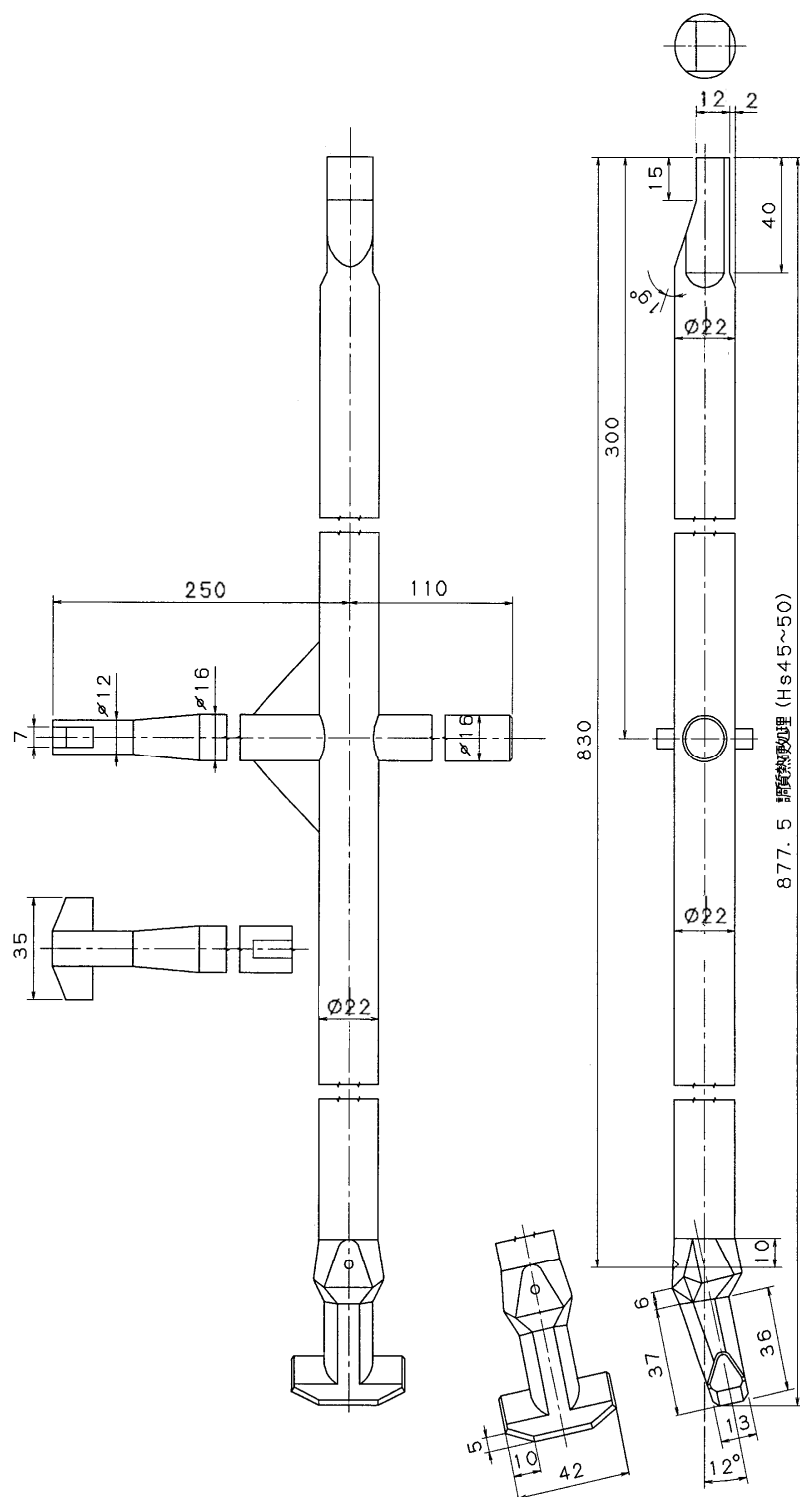
集落排水 下水道用小口径汚水枳呼び 150（防護蓋）／呼び 200（防護蓋）デザイン

	
諫早処理区	山口・古場処理区
	
小長井処理区	

別図-②

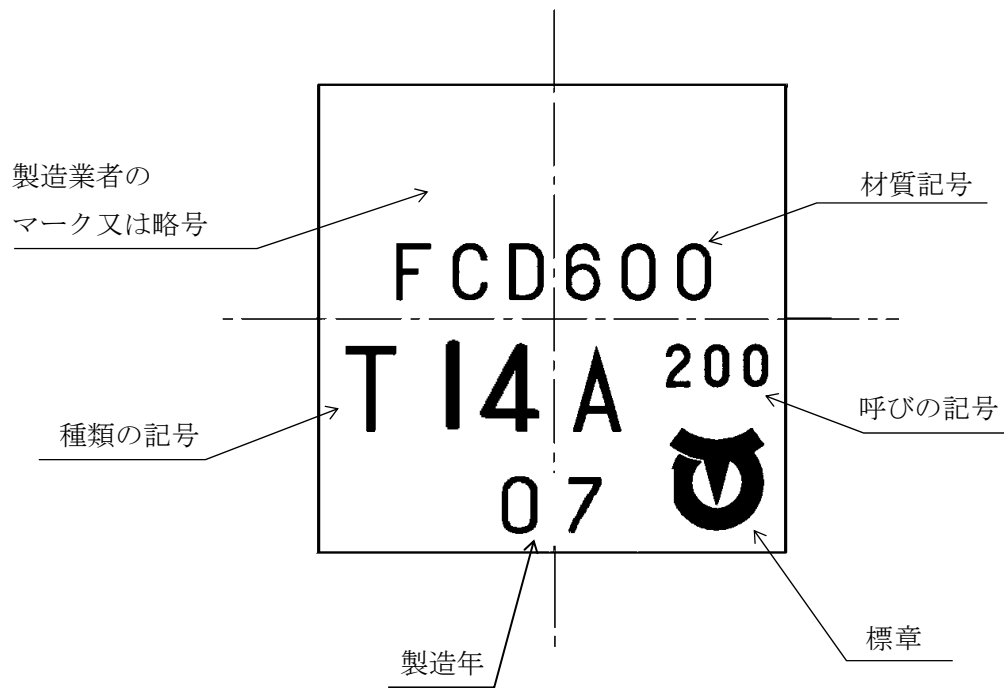
専用工具

(単位 mm)



別図－③

下水道協会標章及び種類の記号鑄出し配置図



注) 本要領図は鑄出し文字及び鑄出し配置関係を示すもので製品の形状を示すものではない